

大館市の入札・契約等に関する情報の公表及び公開に関する要綱

(目的)

第1条 本要綱は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「適正化法」という。）及び大館市情報公開条例（平成10年条例第15号。以下「条例」という。）に基づき、情報の積極的な公表及び開示請求権制度として入札・契約等に関する情報を提供及び公開する際に、適正化法、同法施行令、条例及び情報公開事務の手引（以下「手引」という。）に規定するもののほか、情報の公開に関し必要な基準を定めることにより、当該業務に係る情報の取扱いを統一的なものとし、もって入札・契約等の透明性と公正性を確保することを目的とする。

(情報の公表、提供及び公開の分類)

第2条 大館市が行う入札・契約等に関する情報の公表、提供及び公開の分類は、次のとおりとする。

分類	根拠法令等	公表、提供、公開の方法	
情報の公表	適正化法、同施行令	義務により公表	閲覧、掲示
情報の提供		任意に提供	送付
情報の公開	条例、手引	申請により公開	閲覧、写しの交付

- 2 情報の公表は、適正化法及び同法施行令の規定により、公共工事の発注見通し及び入札・契約等に関する情報を積極的に公表するものとし、公表の所管は、公共工事の発注の見通しに関しては当該予算を措置している課と契約検査課、入札に関する情報については当該入札に係る発注を行った課と契約検査課で、所定の場所への掲示又は契約検査課のホームページに掲載する方法で行うものとする。
- 3 情報の提供は、行政効果の向上を目的とし、報道機関を対象に、前項の規定によるインターネットでの公表を行うものとする。
- 4 情報の公開は、条例の規定により処理するものとする。

(情報の公表)

第3条 市長は、適正化法及び同法施行令の規定により、毎年度4月1日（当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあつては、予算の成立の日）以後遅滞なく、当該年度に発注することが見込まれる公共工事（予定価格が200万円を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に関連する公共工事であつて大館市の行為を秘密にする必要があるものを除く。）について、次に掲げるものの見通しに関する事項を公表しなければならないものとする。

- (1) 公共工事の名称、場所、期間、種別及び概要
- (2) 入札及び契約の方法
- (3) 入札を行う時期（随意契約を行う場合にあつては、契約を締結する時期）

- 2 市長は、建設コンサルタント業務等及び物品調達並びに役務提供に係る発注予定について、前項の規定に準じて公表することができるものとする。
- 3 前2項の規定による公表は、所定の場所への掲示又は契約検査課のホームページへの掲載により、当該年度の3月31日まで行うものとする。
- 4 市長は、少なくとも毎年度1回、10月1日を目途として、第1項及び第2項の規定により公表した発注の見通しに関する事項を見直し、当該事項に変更がある場合には、変更後の事項を併せて公表しなければならない。この場合において、公表の方法については、第3項の規定を準用する。

第4条 市長は、次に掲げる事項を定め、又は作成したときは、遅滞なく、当該事項を公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の5第1項に規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿
- (2) 自治令第167条の11第2項に規定する指名競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿
- (3) 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準

2 市長は、公共工事（入札に付さない公共工事であって予定価格が250万円を超えないもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であって大館市の行為を秘密にする必要があるものを除く。）の契約を締結したときは、当該公共工事ごとに、遅滞なく、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 自治令第167条の5の2の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に定め、その資格を有する者により当該入札を行わせた場合における当該資格
- (2) 一般競争入札を行った場合における当該入札に参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらの者のうち当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由
- (3) 指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由
- (4) 入札者の商号又は名称及び入札金額（随意契約を行った場合を除く。）
- (5) 落札者の商号又は名称及び落札金額（随意契約を行った場合を除く。）
- (6) 自治令第167条の10第1項（自治令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由
- (7) 自治令第167条の10の2第1項若しくは第2項の規定による落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）又は自治令第167条の13において準用する自治令第167条の10の2第1項若しくは第2項の規定により落札者を決定する指名競争入札（以下「総合評価指名競争入札」という。）を行った場合における次に掲げる事項
 - ア 当該総合評価一般競争入札又は当該総合評価指名競争入札を行った理由
 - イ 自治令第167条の10の2第3項（自治令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する落札者決定基準
 - ウ 自治令第167条の10の2第1項（自治令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により価格その他の条件が当該地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由
 - エ 自治令第167条の10の2第2項（自治令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により落札者となるべき者を落札者とせず他の者のうち価格その他の条件が当該地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由
- (8) 次に掲げる契約の内容
 - ア 契約の相手方の商号又は名称及び住所
 - イ 公共工事の名称、場所、種別及び概要
 - ウ 工事着手の時期及び工事完成の時期
 - エ 契約金額
- (9) 随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由

3 市長は、建設コンサルタント業務等及び物品調達並びに役務提供に係る発注について、前項各号の規定に準じて公表することができるものとする。

4 市長は、第2項の規定による公表に係る公共工事について契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の契約に係る同項第8号に掲げる事項及び変更の理由を公表しなければならない。

5 前各項の規定による公表は、所定の場所への掲示又は契約検査課のホームページへの掲載により、当該年度の3月31日まで行うものとする。

(開示請求権制度による開示の基準)

第5条 条例第7条の規定により、実施機関は、開示請求があったときは、同条各号の不開示情報が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

第6条 条例第7条各号の不開示情報の分類のうち、入札・契約等に関わる情報についての取扱いは次のとおりとする。

- (1) 個人情報のうち「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は条例第7条第3号で判断することとし、個人情報から除外したという判断を準用することとなるので、該当するものはないものとする
- (2) 法人等の事業活動情報について、指名申請書類は、建設業法第13条の規定により当該建設業許可の申請を行った行政庁においては閲覧が義務付けられていることから、情報公開の申請があった場合、公開の対象とする
- (3) 国等協力関係情報は、手引の規定どおりとする
- (4) 行政機関の事務・事業情報は、手引の不開示情報の判断基準のうち第7号「行政機関の事務・事業情報2の(2)に該当するもののうち「過去の契約締結等に関する情報で、将来の契約予定価格等が推定されるもの」として、金額の記入されている工事等の設計書は、閲覧開始月から、3ヶ月経過後から開示請求時に開示するものとする。ただし、「役務提供」の金額入設計書は、当面の間不開示とする。

第7条 入札、契約等に関する主な情報の開示、不開示の基準は別表のとおりとする。

附 則

(平成22年12月1日制定(大館市入札参加資格に関する要綱の一部を改正する等の要綱))

抄

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

[別 表]

公開等の時期 関連事項・文書	入 札 前		入 札 後		摘 要
	情報 公表	情報 公開	情報 公表	情報 公開	
入札参加資格申請書類	×	○	×	○	情報公開のみ
入札参加資格登録名簿	○	○	○	○	
建設工事入札参加資格格付	○	○	○	○	建設工事のみ格付あり
執行伺（入札執行依頼書）	×	×	×	○	情報公開のみ
金額入設計書等	×	×	×	○	閲覧開始月から3ヶ月経過後から。情報公開のみ。 （役務提供は当面不開示）
指名審査会提出資料	×	×	×	○	
随意契約伺（執行、締結）	×	×	×	○	情報公開のみ
指名業者名（情報提供）	×	×	○	○	
指名業者名（情報公表）	×	×	○	○	
設計図書（閲覧図書）	○	○	○	○	
予定価格（建設工事）	○	○	○	○	
予定価格（建設コンサルタント業務）	×	×	○	○	
予定価格（物品調達・役務提供）	×	×	×	×	
入札経過・結果（情報提供）	×	×	○	○	
入札経過・結果（閲覧）	×	×	○	○	
入札経過・結果（情報公開）	×	×	○	○	
指名停止情報	○	○	○	○	指名停止期間中